

民生委員児童委員は、住民の**身近な相談相手**として、**関係機関へのつなぎ役**や、**地域の見守り役**として、さまざまな活動をしています。



○民生委員児童委員ってどんな人？

全道で約1万人（札幌市も含めると約1万3千人）の民生委員児童委員が活動しています。

民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行います。（担当区域をもって活動します）

- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。
民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市（区）町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動します。
（活動に必要な電話代・交通費などに充てる実費代償費の支弁があります。）

主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員児童委員です。（担当区域はもちません）

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行ないます。



心配ごと、悩みごとを ひとりで抱えていませんか？



暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなど
お気軽にご相談ください。

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他



家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他



その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等



暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること(職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他



育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他



○安心してご相談ください

民生委員児童委員には民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。

民生委員制度は平成29年に100周年を迎えた歴史と実績を有する制度です

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、以来100年にわたり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

この間、住民への相談支援とともに、昭和40年代以降、わが国初の「在宅ねたき高齢者実態調査」をはじめ、「父子家庭の実態調査」「在宅認知症高齢者の介護者実態調査」などを実施。時代に先駆け、種々の福祉課題を明らかにするとともに、そうした社会的な課題改善のための全国運動に取り組み、その後の福祉施策の充実に貢献してきました。

